

よくある質問・問合せ（第6次NACCSへの移行関係）

項番	区分 (通関、監視、保税など)	項目	質問	回答
1	共通	I D・パスワード	パスワード変更について、総合運転試験のフェーズで業務を実施したが、再度パスワードを変更する必要があるのか。	総合運転試験のフェーズで業務を実施されているということであれば、既にパスワード変更を実施しているものと思いますので、再度パスワードの変更を行う必要はありません。そのパスワードを次期稼働後も引き続き利用ください。
2	共通	I D・パスワード	10/2（月）～4（水）のフェーズⅣ期間中にパスワードを変更してくださいということであるが、行わなかった場合にはどのようなになるのか。	10/8（日）の更改後に、第6次NACCSへログインし、パスワード変更を行った後、NACCS業務を実施いただくことになります。
3	共通	管理資料 特別運用期間	10/17（火）までに第5次NACCSの管理資料及び滞留電文を取り出し忘れた際の救済措置はあるか。	申し訳ありませんが、10/18（水）に第5次NACCSのサーバの電源を落としますので、10/17（火）までに取出しをお願いします。
4	保税	管理資料	保税台帳で使用している管理資料があるが、10/18（水）以降は取得出来ないということか。	管理資料保存サービスをご利用いただいているのであれば、第6次NACCSに移行されますので、第6次NACCSから取得可能です。
5	通関	輸出入者コード	輸出入者コードと法人番号との紐付けについて、更改時は9/19（火）時点の情報を紐付けすることとで、予備申告済みの貨物で、9/20（水）から10/7（土）の間に紐付けされた情報は移行されないと思うが、その取扱いについてはどのようにすれば良いか。	NACCSセンターでは運用に関して回答は出来かねますので、申告先の税関にご相談ください。
6	通関	輸出申告	貿易管理サブシステムの開始時間が10/8（日）13：00となっているが、その間の作業について貿易管理サブシステムへの申請自体が出来ないのか、既に取得されている個別または包括ライセンスの使用が出来ないのか、いずれになるのか。	どちらも10/8（日）13：00までは使用できません。輸出申告の場合は輸出申告事項登録の段階で、輸出統計品目番号欄にコードとライセンス番号を入力して送信するとエラーになります（輸入申告も同様）。その時に手続きが必要となる場合には、経済産業省の窓口まであらかじめご相談をお願いします。
7	通関	許可書電文	輸出入許可書を取得しているが、第5次NACCSの許可書は滞留電文になるという理解で良いか。	10/7（土）23：15に第5次NACCSが停止します。10/8（日）から10/17（火）までの間に、今お使いの第5次NACCSパッケージソフトで、第5次NACCS中に許可となった許可書の電文を取得いただくことになります。
8	通関	輸出入申告	通常は金曜日に翌週月曜日分の輸出入申告事項登録を作成している。今回事項登録情報についても移行されるということだが、資料の文中には「仕掛かりの情報を作らずに、更改後に作成ください」との記載がある。第5次NACCSでは極力事項登録を行わないほうが良いという意味か。	ご認識のとおりです。更改後に輸出入申告を行うものについては、更改後に事項登録情報の作成をお願いします。
9	通関	輸入貨物	第5次NACCSで蔵入（I S）承認された貨物について、第6次NACCSで再I Sや蔵出（I S W）をしたい場合どうすればよいか。	通関蔵置場が蔵入承認後の貨物管理を行う保税蔵置場の場合は、第6次NACCSにおいて、「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務で最初蔵入承認年月日を入力したシステム外搬入してから後続業務を実施ください。 なお、第5次NACCSから移行するデータの中に、蔵入承認となった貨物の情報が含まれている場合は、当該情報の保存期間が過ぎ削除された後でなければ、同じB／L番号でB I B業務を実施いただけないのでご注意ください。 また、第6次NACCSにおいてB I B業務で最初蔵入承認年月日を入力した情報は、I W S業務の貨物識別「E（蔵入承認済貨物）」による照会の対象となります。
10	関係省庁	貿易管理サブシステム	過去に申請したjetファイルを流用して業務を行っているが、第5次NACCSでjetファイルで申請したものを、第6次NACCSで流用することは可能か。	第6次NACCSでも引き続き使用できます。
11	港湾統計	港湾統計	「ハ 「船積確認登録（CCL）」業務における留意事項 CCL業務未済の場合、港湾統計用データの収集に影響が出るため、第5次NACCSで「船積事項登録（CLR）」業務まで実施している貨物については、第5次NACCS稼働中に「船積確認登録（CCL）」業務まで実施していただきますようお願いいたします。」と記載があるが、CCLまでできなかった場合、問題あるか。	第6次NACCS稼働後において、CCL業務を実施いただいて問題はありません。しかしながら、対象港湾の利用者の場合、統計法により港湾管理者から基幹統計の作成のために必要な事項についての連絡がくる場合がございます。 なお、現行においてもCCL業務を実施しない場合、港湾管理者への情報が配信されていませんので、その際の各港湾管理者の現運用と同様の対応になるかと思いますが、センターでは運用については分かりかねます。